

(別紙)

共同募金標識の掲示について

社会福祉法人徳島県共同募金会共同募金配分要綱第11条の規定による配分決定通知に、受配者への順守事項を記載してありますが、標識の表示については、つぎにより掲示してください。

配 分 対 象	方 法	規 格
備 品 等	目につく箇所に本会 所定の受配ラベルを 貼る	大 (屋外備品貼付可) 中 (屋内備品貼付用) 小 (屋内小備品貼付用)
屋 外 設 備 施 設 の 補 修 等	・ アクリル製等の板 にペイント書きし 物品等に固定する ・ テント等はペイン ト書きする	・ 板の大きさ 20 cm × 30 cm 程度 ・ 「赤い羽根マーク」と「赤い 羽根共同募金受配」の文字を 入れる ・ 羽根マークは赤色
車 両 等	車体の左右両側に表 示 (ペイント・カッ ティングシート) す る	・ 「赤い羽根マーク」を入れ「赤 い羽根共同募金助成車両」と 書く ・ 羽根マークは赤色 ※ほか、当会ホームページ掲載 のデザインガイド (車両用) を 参考にしてください

※助成表示 (ステッカー等) は、本会のホームページからダウンロードできま
す。トップページ上段にある「共同募金の配分」をクリックして下さい。

なお、受配ラベルは、中央共同募金会が作成したものを有償で交付しており
ますので、本会まで申し出てください。